

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→) R3年												給付・補助金額等	問合せ先			
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			1月	2月	3月
尾道市	事業者向け補助金等申請サポート事業	国等の事業者向け補助金の支給に必要な申請書類の作成等を社会保険労務士又は行政書士へ委託した中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)社会保険労務士 対象事業:雇用調整助成金の申請 (2)行政書士 対象事業:国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の申請															(1)社会保険労務士 ・補助額:上限10万円(補助率:10/10) ・補助回数:1事業者につき1回限り (2)行政書士 ・補助額:上限2.5万円(補助率1/2) ・補助回数:1事業者につき1回限り	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9183	
	事業継続特別支援金	令和2年3月～5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	令和2年3月～5月の3か月の売上合計額が前年同期比20%以上50%未満減少し、国の持続化給付金の対象とならない中小企業者に対し支援金を支給します。															・支給額:法人20万円、個人事業主10万円	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9182	
	経営環境改善支援補助金	新しい生活様式に適應した経営の維持・回復に取り組む中小企業者に対して補助金を支給	尾道市内に事業所を有している中小企業者・法人・個人事業主	■取り組み内容 (1)新しい生活様式に適應した店舗等の改修 (2)インターネット販売システム構築 (3)感染防止対策、宣伝広告等のほか、新しいビジネス転換の取組 ※上記補助上限のいずれか一つでご利用いただけます。																・補助上限:(1)30万円 (2)20万円 (3)30万円	尾道市 商政係 TEL:0848-38-9183
福山市	テイクアウト・デリバリー参入応援事業補助金	飲食店営業1類の許可を持つ事業者が、2020年(令和2年)4月1日以降に、新たに飲食店営業3類の許可を取得したうえで、テイクアウト・デリバリー事業に参入し、売上を確保するための取組経費を補助	市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等 ※2020年(令和2年)4月1日以降にテイクアウト・デリバリー事業を開始する場合	(1)店舗等内装工事費 テイクアウト用窓、ショーウィンドー、調理室の間仕切りの設置など (2)販売促進費 ・チラシ等印刷物の製作委託費 ・Prするための広告掲載費(新聞・雑誌等) ・Pr動画製作委託費 ・Webサイト等製作委託費 ・看板・POPのぼり製作費 など (3)配送用車両等借上料 デリバリーバイク等のリース・レンタル料(最長4か月分) (4)梱包・包装資材等の購入費 テイクアウト・デリバリー用のはし等の食器類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等の購入費用 など															・補助率:10/10 ・補助限度額:30万円	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038	
	デリバリー代行サービス応援事業補助金	飲食店営業3類の許可を持つ中小事業者等が、2020年(令和2年)4月1日以降の、「デリバリー代行サービス」等を利用する際の手数料等を補助	■市内に主たる事業者を有し、飲食業を営む中小企業者。 ■デリバリー事業を行うために必要な飲食店営業3類の許可を受けており、かつデリバリー代行サービスを2020年(令和2年)4月1日以降に利用する者	(1)デリバリー代行サービス利用に係る経費(2か月分) ▶タクシー会社が行うデリバリー代行サービスの手数料等 Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する手数料等 (2)デリバリー代行サービス利用に係る初期経費 ▶Uber Eatsなどの業者を利用する際に発生する初期登録料等														・補助率:1/2 ・補助限度額:10万円 ※消費税額および地方消費税額は補助対象経費から除く。 ※補助対象期間内の2か月分まで	福山市 産業振興課 商業振興担当 TEL:084-928-1038		
	採用活動支援事業補助	市内の中小企業者等が行う非接触型のWebを活用した面接および説明会のために必要な事業に対して、市が予算の範囲内で経費の一部を助成	市内に住所及び事業所を有する、大企業、中小企業、個人等	<対象事業費の例> ・Web面接や説明会を行うためのWebサービス利用料もしくはソフト利用料(導入費、継続費) ・Web合同説明会等への参加費用 ・Web説明会のための動画制作等にかかる委託料や動画制作のためのソフト利用料(導入費、継続費) ・Web面接や説明会の実施方法等に対するサポート等にかかる費用 ○ハードウェアに関する費用○通信料○Web面接や説明会を伴わない就職支援Webサービス等への掲載や登録費用等																・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040
	福山市雇用調整助成金申請サポート補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合の、申請報酬の全部又は一部を補助	福山市内に事業所を有している中小企業者・小規模事業者	(1)広島労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費 (2)(1)に付随する経費 (3)その他市長が必要と認めた経費																・補助率:10/10 ・補助限度額:10万円	福山市 産業振興課 雇用労働担当 TEL:084-928-1040
	福山市テレワーク推進事業	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員のテレワークを推進している市内企業を支援することを目的に、市内の宿泊施設をテレワークで利用した場合の利用料を補助する事業	福山市内の事業所等にお勤めの方	福山市では、市内企業にお勤めの方が、宿泊施設のテレワークプランを利用した場合の費用を補助する制度を創設しました。 補助の申請は企業(事業所)から「利用補助券」を市役所経済総務課に申請してください。																補助額:1回あたり3,000円	福山市 経済総務課 TEL:084-928-1215
	福山市スタートアップ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、創業間もない福山市内の事業者に対して、福山市内に有する事業所等の賃借料等の固定費の一部を支援	福山市内に登記上の主たる事業所又は本店を有する中小企業者(ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く)。個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書における納税地が福山市である個人事業主。かつ、右記要件を満たすこと。	・事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の開始日(2020年4月8日)以前であり、かつ2020年1月1日以降である者 ・日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営む者 ・給付対象として申請した経費に関して、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(給付金等)から給付を受けていない者 ・給付金の支給決定後も事業を継続する意思がある者 【対象経費】 次のア～ウの経費において、申請事業者が2020年3月1日(日)から2020年5月31日(日)までにおいて実際に支払った経費 ・家賃 ・土地利用料 ・事業に必要な機器等のリース料																・支給限度額 30万円 ・支給率 10/10	福山市役所 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1039
	福山市特定離職者雇用促進補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職者や内定取消者を新たに雇い入れ、市内事業所で3か月以上継続的に雇用した事業者に対し、支払った賃金に対して補助します。	・福山市内に事業所がある事業者 ・2020年4月1日から同年9月30日までの間に対象となる離職者(労働者)を雇い入れ、継続して雇用する意思がある ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態で雇い入れている ・広島県の新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金を受けていない ・風営法第2条に規定する事業を営んでいない ・市税の滞納がない	【対象となる労働者】 (離職の要件) ・2020年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した市内に居住する人(雇用先の倒産・休業、解雇、内定取消し、個人事業主の廃業等) (雇用要件) ・原則、雇用期間の定めのない雇用形態 ・健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の規定による被保険者 ・1週間の所定労働時間が30時間以上 ・2020年4月1日～同年9月30日に雇用された方																・補助期間 雇用後、最初の6か月 ・補助金額1人あたり(上限)60万円 (月額上限10万円×3か月×2期) ・申請人数(上限)1事業者につき5人まで	福山市 経済環境局 経済部 産業振興課 TEL:084-928-1040
福山市感染症対策設備導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する福山市内の事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備購入に係る経費の一部を補助	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日(2020年(令和2年)4月18日)以前である ③日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいるなど	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため設備の購入及び改修に当たり必要となる備品購入若しくは店舗等内改装に係る経費 (1)対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立、カーテン等購入費 (2)従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等購入費 (3)ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費 (4)カウンター及びテーブルの改修費 (5)換気設備(換気扇、空気清浄機(1台まで)、網戸等)の購入及び整備費 (6)来客者の体温を測定するサーモカメラ(1台まで、非接触型検温器具(1台まで)の購入費など (7)非接触型の給排水設備の導入費																・補助額:上限30万円(下限5万円) ・補助率:3/4	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月
福山市	課題解決型経営基盤強化支援事業補助金	◆在庫管理や受発注、工程管理等のシステムを導入したい ◆IT、IoTを活用した倉庫や輸送など物流を共有化したい ◆非効率機器を更新したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、生産性の向上や経営基盤の強化を目的とした事業課題の解決や固定費削減のための取組に係る経費の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	課題解決や生産性向上のための取組に係る経費 (1)IT・IoTの導入 (2)レイアウト変更や動線確保による業務効率化 (3)顧客回転率や顧客管理精度の向上を目的としたシステムの導入 (4)作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新 (5)その他固定費の削減に資する取組															R2.7/1~9/30	・補助額:上限50万円 ・補助率:2/3	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039
	事業オンライン化支援事業補助金	◆WEB会議やテレワークの実施に係るサービスを導入したい ◆オンライン化に係るコンサルティングを依頼したい ◆オンライン販売促進用のWEBサイトを制作したい など、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、インターネットを利用した非接触型の販売方法の導入及び強化等、オンライン化にかかる経費の一部を補助します。	①福山市内に主たる事業所又は店舗を有している ②事業の開業日又は法人の登記日が広島県の緊急事態措置の発令日以前である ③業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者 ④日本標準産業分類の大分類A(農業・林業)又はB(漁業)以外に属する事業を営んでいる ⑤市の提案する事業サポート制度を利用するなど	業況好転のためのオンライン化にかかる経費 (1)非対面型ビジネスモデルへの転換 (2)テレワーク環境の整備															R2.7/1~9/30	・補助額:上限50万円 ・補助率:2/3	福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL:084-928-1039
府中市	府中市事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しているものの、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対して給付金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	(1)令和2年1月から12月までの期間中、申請する日が属する月の前月までの売上で前年同月比20%以上50%未満減少した月があり、かつ、50%以上減少した月がない大企業以外の者であること。 (2)国の持続化給付金の対象とならない者であること。 (3)直近の事業年度の売上が240万円以上であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。															~R3.2/27	一律20万円(※1事業者につき1回のみ)	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190
	府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	1 国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 2 新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 3 市内に主たる事業所を有する者であること。 4 市税等の滞納がない者であること。	(1)休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給。 (2)社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金を支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。															(1)ア 中小企業・小規模企業者:上限50万円 イ 大企業:上限100万円 (2)上限10万円	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190	
	府中市新型コロナウイルス感染症対策店舗賃借料助成金	広島県感染拡大防止協力支援金の交付を受けた事業者で、店舗賃借料の支払いがある事業者に対して、助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有する者	1 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた事業者であること。 2 市内に店舗(事業を営むための建物)を賃借し、事業を営んでいること。 3 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人が行う事業であること。 4 助成金の交付の決定を受けた日から継続して1年以上事業を行う見込みがあること。 5 店舗の所有者が、賃借する事業者と生計を一にしている者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が属する法人その他の団体でないこと。 6 市税等の滞納がないこと。	~R2.9/30															令和2年4月分の店舗の賃借料(駐車場使用料、共益費等も含む)について上限20万円(消費税及び地方消費税相当額を除く)	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190
	府中市テイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金	令和2年4月1日以降にテイクアウト又はデリバリー事業に新たに参入する事業者に対して参入に係る経費の一部について助成金を支給します。	右記要件を満たす市内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等	1 ひろしま産業振興機構が実施するテイクアウト・デリバリー参入促進事業助成金交付事業の助成金交付決定を受けた者 2 テイクアウト又はデリバリー事業を行うために必要な食品営業許可を受けており、又は受ける予定があり、かつテイクアウト又はデリバリー事業に令和2年4月1日以降に参入する者 ※次のア・いずれかに該当する取組を新たに開始する者。 ア)飲食店営業1類の許可を持つ者が、そうざい等の店頭販売を新たに開始する場合又は、飲食店営業3類の許可を取得し、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合。 イ)飲食店営業3類の許可を持つ者が、仕出し・弁当等の販売を新たに開始する場合	◆助成対象期間 令和2年4月1日又は申出完了通知日から令和2年10月31日までの内、最長3か月間。															対象経費の2分の1以内で、上限20万円(税抜き)。	広島県府中市 経済観光部 商工労働課 商工振興係 TEL:0847-43-7190
三次市	事業者支援給付金	新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した事業者に対して、事業経営の持続、継続を支援するための給付金を支給	市内に本店を有する法人、市内に住居登録及び主たる事業所を有する個人事業主(フリーランス含む) ・広島県感染拡大防止協力支援金を受給していない事業者 ・三次市介護保険居宅サービス事業所支援金を受給していない事業者 ・主たる業の前年の事業収入が120万円以上の事業者 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象です。	・令和2年3月から5月のうちのひと月の売上が前年同月の売上と比較して20%以上減少している事業者															【申請受付終了】 R2.5/18~6/30(7/31まで延長)	・補助限度額:10万円	<申込み窓口> みよしまちづくりセンター(1階べらホール) <問合せ先> 三次市 産業振興部商工観光課 TEL:0824-62-6171
	中小企業経営持続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、事業経営に影響を受けている中小企業の経営持続に向けて、新型コロナウイルス感染症防止対策や情勢に応じた新たな取組等に対する経費の一部を助成	三次市内の中小企業者	○感染防止対策 消毒液・マスク・空気清浄機・換気扇・飛沫防止板などの購入・設置経費 ○営業形態転換・拡大 テイクアウト・デリバリー・ネット通販などを開始するための容器や備品・設備などの購入に係る経費 ○販路開拓・拡大 新業態の取組に必要な営業許可などの取得経費、YouTubeなどへアップロードするための動画作成にかかる経費、新たな商品開発等に係る経費 ○宣伝広告 ホームページ、チラシなどの作成や新聞折込などに係る経費	R2.4/22~6/30														・補助率:3/4 ・補助上限:30万円(千円未満の端数は切り捨て) ※補助対象経費に係る消費税および地方消費税相当額を除く。	<問合せ先> 三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 TEL:0824-62-6171 E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp	
	三次市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用として、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に対して補助金を交付します。	1. 三次市内に本店または主たる事業所を有している事業者 2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成や代行申請などを社会保険労務士に委託した際の経費に必要書類を社会保険労務士に委託をした事業者 3. 雇用調整助成金等の支給決定を受けている事業者	雇用調整助成金の申請などに関連して、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次にあげる経費を補助します。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く) 1. 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費 2. 雇用調整助成金等の代行申請に要する経費 など	~R3.3/31															1事業者 上限20万円 ※申請は1回限り ※補助率:補助対象経費の10万円までは10/10、10万円を超えた額は1/2 ※補助金は千円未満切り捨てます。	三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働係 TEL:0824-62-6171

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 補助金・助成金 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月
庄原市	給 中小企業者等事業継続応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受ける事業者に対し、事業を継続していただくために応援給付金を支給します。	(1)広島市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業者 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について支給決定を受けている事業者	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年6月までのうち、いずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者 (2)令和2年4月30日以前に開業した法人(公共的法人を除く)または個人事業者で、前年の確定申告において120万円以上の事業収入を得ていること (3)主たる収入としての事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者 (4)国の持続化給付金の給付を受けていない(受ける予定のない)事業者 (5)市税の滞納がない事業者														一律10万円 (1事業者につき1回限り)	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178		
	補 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	新型コロナウイルス感染拡大の予防対応等のため、事業者が自発的かつ新規に取り組む設備導入や事業継続のための取り組みに対して必要な経費を補助	市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等	■対象経費 消耗品・印刷製本費・通信運搬費・広告料・手数料・委託費・工事費・備品購入費・賃料														・補助率:3/4 ・補助限度額:30万円 ※補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178		
	補 庄原市雇用調整助成金等活用促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を余儀なくされる中でも、休業手当を通じて従業員の生活を守り、雇用の維持を図ろうとする事業者が、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の申請等を社会保険労務士に依頼し、支払った経費を補助	新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等について、広島労働局長より支給決定を受けた庄原市内の中小企業者で、申請等を社会保険労務士に依頼し、報酬を支払った中小企業者	■補助対象経費 (1)広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2)雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3)雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4)その他市長が必要と認めた経費 ※1 申請総額が予算額を超過した場合には、申請額どおりの補助ができないことがあります。 ※2 実績払いとなります。															・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	庄原市 企画振興部商工観光課商工振興係 TEL:0824-73-1178	
大竹市	補 大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が不安定となっている状況においても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の事業者に対して、予算の範囲内で、大竹市雇用調整助成金等受給サポート補助金(雇用調整助成金等の申請のために社会保険労務士に支払った経費に対して上限10万円まで1回限り)を交付します。	(1)新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金 (2)の事業者で、雇用調整助成金等の申請を行った事業所が市内であること。	(1)広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類および添付資料の作成に係る経費 (2)雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費 (3)雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費 (4)その他市長が必要と認めた経費														・補助率:10/10 ・補助額最大:10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	大竹市 産業振興課商工振興係 TEL:0827-59-2131		
	給 大竹市事業継続支援金	大竹市では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した、市内に事業所を有する中小事業者の事業継続を支援するため、1事業者10万円の支援金を交付する事業を実施します。	大竹 市内に本社・本店 1がある 又は本社・本店 は 大竹 市外 であるが 店舗 が 市内 に ある【 サービス業 及び小売業 に限る 】	(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から12月までの期間のうち、いずれかの1か月間の事業収入が前年同月の事業収入と比較して30%(小数点以下切り捨て)以上減少し、その減少額が10万円以上の者 (2)事業収入を得ている中小事業者であり、大企業者が経営に参画していないこと ※事業所得 収入 が対象で、雑所得や給与所得は該当しない。														・1事業者:10万円	【申請に関する問合せ】 大竹商工会議所 TEL:0827-52-3105 【入金に関する問合せ】 大竹市 産業振興課 TEL:0827-52-2131		
東広島市	補 東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用について補助金	・東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者 ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の支給に必要な書類を社会保険労務士に委託をした者 ・雇用調整助成金の支給決定を受けている者 ・市税の滞納がない者	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料															・補助率:10/10 ・補助額:最大10万円 (1事業者につき1回限り) ※千円未満は切り捨てです。	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921	
	補 更 東広島市ビジネスモデル転換支援事業補助金	既存ビジネスの在り方を転換し、衛生用品の新規製造や飲食店等におけるサービス提供方法の変更等、売上・雇用の維持に向けて新たな取組を実施する方を応援します。	・東広島市内に事業所を有しており、業務歴が3か月以上の中小企業者 ・市税の滞納がない者 ・実施内容が、国・地方公共団体等の補助金等の給付に重複していない者	・消耗品費、通信費、広告宣伝費、既存設備改修費、ソフトウェア改修費、その他市長が必要と認めた経費															・補助率:10/10 ・補助額:最大20万円 (申請は1回限り)	東広島市 産業部産業振興課 TEL:082-420-0921	
	補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	・ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援																各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します(上限額あり)。	東広島 産業部 産業振興課 TEL:082-420-0921
	補 New 東広島市消費喚起支援事業補助金 (東広島市消費喚起キャンペーン)	地域のお店を知ってもらい、消費を喚起するために、割引や値引き等のキャンペーンを実施する中小企業、個人事業主を支援します。	(1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有し、かつ、市内において業務歴が3か月以上の者 (2)市税の滞納がない者	補助対象経費 ・割引、値引きに関する経費(商品等代金の20%以内とする) ・景品・粗品等に関する経費(不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)を遵守すること) ・宣伝等にかかる経費(印刷製本費等、役員費(広告宣伝費等))※申請額の2分の1を限度とする ・その他市長が必要と認める経費																20万円を上限に対象経費の全額を補助	東広島 産業部 産業振興課 TEL:082-420-0921
廿日市市	補 廿日市市雇用調整助成金受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の中小企業者が雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金	1.廿日市市内に事業所を有している中小企業者 2.雇用調整助成金の支給決定を受けている方 3.雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼している方 4.市税を滞納していない方	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要した経費															・補助率:10/10 ・補助額:最大20万円	廿日市市 環境産業部産業振興課 TEL:0829-30-9140	
	補 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金	市内宿泊施設において、安全・安心な宿泊サービスを提供するため、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(PDFデータ)」を踏まえた感染拡大防止対策に取り組む宿泊施設を支援します。	1.旅館業法の営業許可を受け、市内に宿泊施設を有する事業者 (風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型風俗特殊営業の届出を必要とするものを除く) 2.住宅宿泊事業法に基づく届出をし、市内で住宅宿泊事業を営む事業者	感染防止に必要な消耗品及び備品の購入や、設備設置(施設改修を含む)に要する経費で、令和2年4月1日以降に実施したもの。 (補助対象期間:令和2年4月1日(水)~9月30日(水))															・補助率:10/10 ・補助上限額 (宿泊施設の定員)100人未満:10万円 (宿泊施設の定員)100人以上200人未満:20万円 (宿泊施設の定員)200人以上:30万円	廿日市市 環境産業部観光課 TEL:0829-30-9141	
安芸高田市	給 安芸高田市事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や休業要請等の影響により、売上・事業収入が減少となっている市内事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として、安芸高田市事業継続応援金を給付	安芸高田市に住民票がある者が経営する中小企業・個人等	新型コロナウイルス感染症拡大に影響により、令和2年2月から6月までの期間のうち、いずれかひと月の事業収入(売上)が前年同月比で30%以上減少している事業者で、令和元年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある事業者															・25万円 (1事業者1回限り)	安芸高田市商工会 TEL:08236-42-0560 安芸高田市商工観光課 TEL:0826-47-4024	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; align-items: center;"> 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先								
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				1月	2月	3月					
安芸高田市	雇用調整助成金等活用促進事業補助金	安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、休業等を余儀なくされている市内の中小企業者に対して、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給申請手続きに際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を支援する補助金	○安芸高田市市内に主たる事業所が所在している中小企業者 ○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業による雇用調整助成金等について、広島労働局長の支給決定を受けている者 ○本事業による補助金の交付を受けていない者	雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類の作成や代行申請を社会保険労務士に依頼した場合の報酬や委託費 ※消費税及び地方消費税相当額は助成対象外															~R3.2/28まで	・補助率:10/10 ・補助額:最大10万円	安芸高田市 産業振興部商工観光課 TEL:0826-47-4024						
江田島市	江田島市雇用調整助成金等受給サポート補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の申請に必要な書類作成などを社会保険労務士に委託した際の手数料を補助	1 江田島市内に主たる事務所を有している中小企業・個人事業主 2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金等の支給に必要な書類などを社会保険労務士に委託した者 3 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者 4 前年度以前の市税の滞納がない者	雇用調整助成金等の申請に必要な書類作成など社会保険労務士又は社会保険労務士が所属する法人に委託した際の手数料等																			R2.6/19~2/28	・補助率:補助対象経費の全額 ・補助額:・10万円を上限	江田島市 産業部交流観光課 TEL: 0823-43-1644 江田島市商工会 TEL: 0823-42-0168		
江田島市	江田島市がんばる商工業等支援金	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している商工業等事業者に対して、継続的な経営を支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同月比5%以上減少しており、新型コロナウイルス感染症に関連する融資を受けた商工会会員で次の要件を満たす者	・本市に事業所を有する江田島市商工会会員であること ・風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの)でない者 ・市の他の類似する補助金等の交付を受けた借入資金でない者 ・前年度以前の市税を滞納していない者																				R2.5/12~	・支援額:融資額の2%の額 ・支援限度額:1社につき年度内30万円	江田島市 産業部交流観光課 TEL:0823-43-1644 江田島市商工会 TEL:0823-42-0168	
江田島市	江田島市航路維持支援金	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための移動自粛要請等により、市内航路の乗降客数の著しい減少及び航路事業者の経営悪化が生じているため、航路を維持し、市民の日常生活を守るための支援金を航路事業者に対し交付します。	・江田島市を発着点とする定期航路を運航している。 ・令和2年3月から6月までの間において、前年同月と比較して乗降客数が10%以上減少している月がある。 ・令和2年4月1日現在の便数及び料金を維持している。	・左記の交付要件を満たす航路の運航に要した経費を支援の対象とします。なお、交付の有無は月単位で判定します。(令和2年3月~6月) (例)3~5月は減便を行わなかったが、6月に減便を行った場合 ⇒3~5月分は交付、6月分は不交付 ・交付対象事業の実施に関し、活用可能な国、県の支援制度の適用があるものは交付の対象外とします。																						交付額は、月毎に定額を交付します。 ・本市と広島市の間を運航する航路 50万円/月 ・本市と呉市の間を運航する航路 30万円/月	江田島市企画部企画振興課 TEL:0823-43-1630
府中町	府中町小規模事業者支援金	令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で府中町小規模事業者支援金を交付	小規模事業者 ※「商業・サービス業」は、卸売業、小売業、飲食業や理美容業などの各種サービス業などが該当します。	・広島県から休業等の要請を受けた事業者は、広島県感染拡大防止協力支援金を申請してください。※府中町小規模事業者支援金との重複受給はできません。 ・令和元年以前から事業により事業収入を得ており、今後も継続する意思があること。																						・1事業者につき5万円 支給は1回限り	府中町 自治振興課 商工観光係 TEL:082-289-3128
海田町	海田町事業継続応援金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上に大きく影響を受けている事業者に対し事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える応援金を給付します。	町内に事業所を有する中小企業者若しくは小規模企業者、及び本業として事業を営む個人事業主	感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月(対象月)の売上高が前年同月に比べて20%以上減少していること。 (前年同月の売上高ー対象月の売上高)÷前年同月の売上高×100=減少率(%)																					R2.5/19~7/31	・10万円	海田町 魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234
熊野町	熊野町事業継続応援金	熊野町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高の減少率が20%以上50%未満の町内中小企業者等に対して、事業の継続を支援するため応援金を支給します。	右記要件を満たす事業者	・令和2年3月以降に、融資を受けることを目的として、セーフティネット保証4号を申請し、これを熊野町が認定していること。 ・国が行う持続化給付金の受給要件に該当していないこと。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに熊野町事業継続応援金の給付を受けていないこと。																					R2.6/30~7/31	・1事業者 10万円	熊野町 総務部 産業観光課 TEL:082-820-5602
熊野町	熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金	熊野町では、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けた事業主の方に、「熊野町雇用調整助成金等受給促進支援金」を上乗せ支給することにより、雇用の確保及び事業主の負担軽減を図ります。	町内に事業所を有する方で、以下の条件の全てに該当していることかつ、右記要件を満たすこと	・広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金の交付決定を受けており、社会保険労務士へ支払った報酬等が10万円を超えていること。 ・今後も町内において事業の継続の意思があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・すでに支援金の給付を受けていないこと。																					R2.6/30~R3.3/31	広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金(上限10万円)の対象経費であり、上限額を超えていた部分に対して、5万円を上限に支給。	熊野町 総務部 産業観光課 TEL:082-820-5602
坂町	坂町中小企業等支援金制度	新型コロナウイルス感染症で影響を受けた町内の中小企業者等に対し、国の持続化給付金を補完する形で支援金を給付	坂町内に事業所を有する中小企業等	・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月~12月の間において、ひと月の売上が、前年同月比で20%以上50%未満の減少となる事業者。ただし、広島県の感染拡大防止協力支援金の受給者については、4月22日~5月6日までの期間を売上の算定期間から除外する。 ・国の実施する持続化給付金を受けていないこと、また、今後受ける予定がないこと。 ・申請書裏面にある誓約事項及び、同意事項に虚偽または同意に反しないこと。																					~R3.1/31まで	・10万円 (1事業者1回限り)	坂町役場 建設部産業建設課 産業係 TEL:082-820-1512
安芸太田町	安芸太田町中小企業者等緊急支援助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、助成金を交付することにより、中小企業者等の経営安定を図り、町の経済の維持・発展に資することを目的 ※一部要件を緩和しました。申請期間も2か月延長します。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者及び小規模企業者(個人事業主含む)	①安芸太田町内で1年以上の事業実績があること ②最近1か月の売上高等が前年同月比で30%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること 【期間】 ○令和2年2月から令和2年6月まで																					R2.5/1~8/31	中小企業者等1者につき10万円(加算金) 雇用している被保険者1人あたり2万円を加算 ※但し、加算金上限額は40万円	安芸太田町 商工観光課 TEL:0826-32-7080
北広島町	きたひろ事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高が減少し企業活動に支障が生じている町内の中小企業及び小規模企業者等(以下「事業者等」という。)に対し、企業活動を継続していくための緊急支援として、町独自の給付金	町内で商工業を営む法人その他の団体(みなし法人)及び個人で、町民税(法人、個人)を納付している事業者等	・応援給付金受領後も企業活動を継続する意欲があること。 ・新型コロナウイルスの感染の影響に起因して、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の同月と比較して20%以上減少していること。 ・新規創業者については、令和元年7月から令和元年12月までに創業した事業者等を対象とし、令和2年3月から令和2年6月までのいずれかの月の売上高が、前年の創業した月から12月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること。																					R2.5/21~7/31(8/31まで延長)	・10万円 (1事業者1回限り)	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL:050-5812-8080 北広島町商工会事務局 TEL:0826-72-2380
北広島町	北広島町緊急制度融資信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症及び暖冬の影響を受け、民間金融機関に借入れをされた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助	1 町民税(法人、個人)を納めていること。(前年所得を申告されている) 2 町内に事業所を有すること。 3 広島県信用保証協会の保証対象者であること。 4 信用保証料を一括で支払っていること。 5 町内において対象融資を運用すること。	次の対象融資資金を借入れ、信用保証料を一括払いされている方(令和2年1月借入分から) ○セーフティネット保証4号に係る融資資金 ○セーフティネット保証5号に係る融資資金 ○危機関連保証に係る融資資金 ○広島県県費預託融資制度<暖冬・少雪の影響>に係る融資資金																					~R3.3/31まで	・1事業者あたり上限10万円	北広島町 商工観光課 商工振興係 TEL:050-5812-808

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

(令和2年8月4日現在)

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 New 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年 募集期間(→)												R3年	給付・補助金額等	問合せ先					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月								
大崎上島町	給 新型コロナウイルス感染症対策給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内に本店のある法人又は個人事業者に対し、緊急支援として、10万円を給付	町内に事業所(本店)がある法人、又は町内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者 ※ 農業法人、NPO法人、社会福祉法人など事業所得の申告がされている法人も対象	下記の1~3の何れかに該当する者 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%以上減少している者 2. 平成31年2月以降創業の場合：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年の平均売上高が月額10万円以上ある場合で、令和2年2月から6月のうち、前年平均売上が30%以上減少している者 3. 複数事業がある場合：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、平成31年2月から令和元年6月のうち事業全体の売上高が10万円以上ある月で、令和2年2月から6月のうち、前年同月比が30%減少している者															R2.5.17~7/31 【申請受付終了】	・1事業者あたり10万円	大崎上島町 地域経営課 TEL:0846-65-3123 FAX:0846-65-3144			
	給 感染拡大防止協力支援金	広島県の緊急事態措置期間中(4月22日~5月6日)の休業要請に協力された事業者等に、支援金を交付します。	広島県の感染拡大防止協力支援金の受給対象となった事業者に加え、休業要請期間の相当する期間において、休業の協力を行った事業者	(1)広島県の支援金を受給した事業所(措置期間全てで休業等を実施) (2)全ての措置期間ではなく、2/3以上休業した事業所																	【申請受付終了】 ~R2.7/31まで	(1)10万円 (2)20万円	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529	
世羅町	給 世羅町持続化給付金	国の「持続化給付金」の要件に該当されない事業者(感染症拡大により前年同月対比減少率(25%超50%未満)となっている事業者)に助成金を給付	右標記対象分野に当てはまる、世羅町に事業所を有する事業者	①新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者 ②2019年以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ③法人の場合は、資本金の額が10億円未満または常時使用する従業員数が2千人未満																		・上限:20万円 ※昨年1年間の売上から減少分が上限	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529	
	補 緊急対策経営改善資金利子補給補助事業	小規模事業者経営改善資金(マル経)《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分》の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠) 《資金用途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要																			《金利》1.21%(令和2年5月1日時点)より、当初3年間で0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529
神石高原町	給 小規模事業者 継続支援給付金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を継続して受けている小規模事業者に対して、継続的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者。 ※「緊急支給給付金」を受給された方も対象 ※町内の個人事業者の方で、事業事態が町外にある場合も対象	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します																			最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者: 20万円 ※ 令和2年6月から9月のいずれか1月の減少分が上限(千円未満切り捨て) ※ 申請は1事業者につき、1回のみとなります。	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351
	補 雇用維持助成金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、労働者の雇用の維持を目的として、最大で300万円を助成します。	従業員数21人以上の法人 ※町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります	1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 2. 雇用の維持に努めている事業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、労働者の雇用の維持するために、国の雇用調整助成金の支給申請を行っている、又は申請を行う予定の事業者																			・従業員数 × 5万円 ・上限 150万円×2回	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351
	給 小規模事業者 緊急支援給付金	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して、緊急的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します																			R2.4.28~6/30 【申請受付終了】	最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者 :20万円

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。